

広島県告示第五百五十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、指定公金事務取扱者に公金事務を委託したので、同条第二項及び地方自治法施行規則（昭和二十二年省令第二十九号）第十二条の二の十四第二項の規定により次のとおり告示する。

令和八年四月二十三日

広島県知事 横 田 美 香

名 称	住所又は事務所の所在地	指定をした日	委託した公金事務に係る歳入等の内 容	委託をした日（委託期間）
公益社団法人 広島県宅地建物 取引業協会	広島県広島市中 区昭和町一 番 五号	令和八年三月 三〇日	宅地建物取引業 免許申請手数料 外徴収業務	令和八年四月一日 （令和八年四月一日 ～令和九年三月三十一 日）